

口蹄疫等悪性伝染病発生等の緊急時における 殺処分家畜の埋却業務等に係る基本協定

愛知県（以下「甲」という。）と愛知県農業土木研究会（以下「乙」という。）は、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の悪性な家畜伝染病（以下、「口蹄疫等悪性伝染病」という）が発生した場合に必要となる殺処分家畜の埋却業務及びその他関連業務（以下、「埋却業務等」という）の施行に関して次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、口蹄疫等悪性伝染病の発生等により愛知県内で殺処分家畜の埋却が必要となった際に、これらの家畜伝染病のまん延防止と早期終息を図るため、甲と乙が協力し速やかに埋却業務等を実施することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「埋却業務」とは殺処分家畜等を甲が指定した場所へ埋却する業務をいい、「その他関連業務」とは、畜舎等の清掃・消毒等の作業をいう。

（協力要請）

第3条 甲は埋却業務等を実施する必要がある場合は、乙に協力を要請する。
2 乙は前項の要請があった際には、埋却業務等の実施について甲に協力するものとする。

（運用協定）

第4条 甲及び乙は、埋却業務等を円滑に実施するため、甲の各農林水産事務所と乙の各支部において運用協定を別途締結するものとする。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその年度の末日までとする。但し、甲又は乙からこの協定を変更もしくは終了させる申し出がない場合は、契約の期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第6条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じた際には、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成22年 9月 14日


甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県農林水産部長

小松茂樹 

乙 名古屋市東区主税町二丁目28番1

愛知県農業土木研究会 会長

田村幹洋 

口蹄疫悪性伝染病発生等の緊急時における
殺処分家畜の埋却業務等に係る運用協定
(案)

愛知県 農林水産事務所

愛知県農業土木研究会 支部

口蹄疫等悪性伝染病発生等の緊急時における殺処分家畜の 埋却業務等に係る運用協定（例）

愛知県〇〇農林水産事務所（以下「甲」という。）と愛知県農業土木研究会 □□支部（以下「乙」という。）とは「口蹄疫等悪性伝染病発生等の緊急時における殺処分家畜の埋却業務等に係る基本協定」（以下「基本協定」という。）第4条の規定により、次のとおり運用協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、殺処分家畜の埋却業務等の実施に関する運用を定めることにより、口蹄疫等悪性伝染病のまん延防止と早期終息を図るため、家畜伝染病発生時の速やかな対応を可能にすることを目的とする。

（緊急連絡表）

第2条 甲及び乙は、協力要請や情報提供のため、この協定の締結後速やかに口蹄疫等悪性伝染病緊急組織連絡表（以下「緊急連絡表」という。）を策定するものとする。

- 2 緊急連絡表には、各農林水産事務所及び各支部の統括責任者と共に、休日、夜間等の連絡が円滑となるよう複数の連絡担当者との連絡先を明記するものとする。
- 3 また、各支部においては会員への連絡先と共に、各会員の保有・備蓄資機材を明記するものとする。
- 4 甲及び乙は、緊急連絡表に変更が生じた場合、速やかに相互に報告するものとする。

（情報の提供）

第3条 甲は、口蹄疫等悪性伝染病の発生が予想される場合及び発生した場合には、速やかに乙に情報を提供するよう努めることとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、「基本協定」第3条に掲げる協力要請を行う際は、別紙様式1により乙へ依頼するものとする。

- 2 依頼を受けた乙は、対応可能な会員を選定し、すみやかに別紙様式2により甲へ報告するものとする。

（埋却処分の実施）

第5条 選定された乙の会員は、甲と契約を締結し埋却業務等を実施するもの

とする。

(費用の積算)

第6条 甲は、埋却業務等に要した費用について、第5条において実施された内容を確認し、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱の制定について(昭和52年2月14日付け、農林水産事務次官通知)」及び愛知県農林水産部設計単価表(農地関係)等に基づき積算を行う。

(研修の実施)

第7条 甲は、必要に応じ乙に対し口蹄疫等悪性伝染病の研修を実施するものとする。

(運用協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその年度の末日までとする。但し、甲又は乙からこの協定を変更もしくは終了させる申し出がない場合は、契約の期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第9条 この運用協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じた際は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この運用協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

愛知県 農林水産事務所
所 長

乙

愛知県農業土木研究会 支部
支部長

口蹄疫等悪性伝染病発生等の緊急時における殺処分家畜の埋却業務等に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の悪性な家畜伝染病（以下、「口蹄疫等悪性伝染病」という）が発生した場合に必要な殺処分家畜の埋却業務及びその他関連業務（以下、「埋却業務等」という）を実施するための事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(管理者の責務)

第2条 農林水産事務所長は、関係法令や特定家畜伝染病防疫指針等の定めに従い、殺処分家畜の埋却業務等を速やかに完了するため、関係機関と連携を図るとともに必要な措置を講ずるものとする。

(業務内容)

第3条 農林水産事務所長は、口蹄疫等悪性伝染病の発生が確認された場合に、殺処分家畜の速やかな埋却業務について、口蹄疫等悪性伝染病発生等の緊急時における殺処分家畜の埋却業務等に係る運用協定（以下、「協定」という）を締結した団体に対し、業者選定を依頼することができる。

(発注通知及び委託業務の標準的な内容)

第4条 委託発注は、殺処分家畜の埋却業務等委託発注通知書（様式第1）により行うものとする。

2 委託業務の標準的な内容は、別に定める殺処分家畜の埋却業務等標準積算書によるものとする。

(発注後の事務手続き)

第5条 委託発注したときは、すみやかに予算執行書等により通常の契約締結事務を行うものとする。

この場合において、起案日、支出負担行為決議日等の整理は、前条により業者に通知した日とする。

(事前事後の措置)

第6条 この要領に定める埋却業務等の実施にあたって勤務時間外等で所定の手続きができない場合、埋却業務等の委託発注担当者は、農林水産事務所長の了解を得て、第3～4条の手続に関して、業者に指示を行うものとする。

2 前項の場合においては、所定の手続きが可能となった時点で速やかに書類を整えるものとし、その整理日は前項により業者に指示した日とする。

(契約の性格)

第7条 業者との契約については、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づく随意契約とする。

附 則

この要領は、平成22年10月26日から施行する。

(様式第1)

殺処分家畜の埋却業務等委託発注通知書

		平成	年	月	日	整理番号	
様							
(農林事務所長)							
印							
下記の業務を実施してください。							
監督員		家畜防疫員					
委託業務名							
疾病の名称							
発生農場 及び埋却場所							
委託業務概要 (特記事項)							
位置図							

家畜伝染病発生時における緊急防疫業務に係る
資機材提供に関する協定書

平成23年10月18日

愛 知 県
中部高圧ガス充填工業協同組合

家畜伝染病発生時における緊急防疫業務に係る資機材提供に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、愛知県内において家畜伝染病が発生し又は発生するおそれがある場合等において、愛知県（以下「甲」という。）が実施する緊急防疫業務に関して、甲が中部高圧ガス充填工業協同組合（以下「乙」という。）に資機材提供の協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定の対象となる家畜伝染病は、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ及び豚コレラ等とする。

(供給要請の方法)

第3条 甲は、供給要請にあたっては、必要な資機材並びに数量等を文書（別紙様式第1号）で乙に連絡するものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは電話等により要請することができる。この場合において、甲は前記の文書を速やかに乙に提出しなければならない。

なお、この供給要請は、甲に代わり、緊急防疫業務を行う農林水産事務所長が行うことができるものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を速やかに実施するための方策を検討調整し、文書（別紙様式第2号）にて、乙の会員（以下「丙」という。）を甲に斡旋するものとする。
- 3 丙は、甲が必要とする資機材を、乙と連携を図り、速やかに甲に提供するものとする。

(緊急防疫業務に必要な資機材)

第4条 この協定に基づく緊急防疫に必要な資機材は、次のとおりとする。

- (1) 患畜等の殺処分等に使用する液化炭酸ガス（サイフォン付ガスボンベ）
- (2) 液化炭酸ガス噴射用器材（ボンベ用ホーン、ホース等）及びガスボンベ運搬用台車、その他必要と認める資機材

(資機材の運搬、引渡)

第5条 甲から供給要請があった場合、丙は可及的速やかに甲の指定する場所へ供給しなければならない。

(資機材の管理)

第6条 甲は、高圧ガスである液化炭酸ガスの移動、保管及び消費などについては、高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）を遵守するものとする。

- 2 甲は、善良な管理の下、高圧ガス容器を取扱、不要となった場合は、速やかに丙に返却するものとする。
- 3 甲は、使用した高圧ガス容器のバルブを閉じた状態で容器外面の洗浄及び消毒等

を行っただうえで、返却まで保管するものとする。また、使用しなかった容器についても同様とする。

（資機材の返却）

第7条 丙は、できるだけ、甲が指定した日時、場所において、資機材を回収するものとする。なお、甲は丙が効率的に回収できるよう、協力するものとする。

（費用の負担）

第8条 丙が前条に掲げる資機材の提供に要した費用は、甲が負担するものとし、契約、支払い事務は甲に代わり、緊急防疫業務を行う農林水産事務所長が行うことができるものとする。

（連絡窓口）

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては愛知県農林水産部畜産課、乙においては中部高圧ガス充填工業協同組合事務局（名古屋市港区大手町6-23）とする。

（会員名簿の提供）

第10条 乙は、丙の名簿を文書で甲に提供するものとし、会員に異動があった場合は、その都度、甲に報告するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（適用）

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれかからの書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本協定書二通を作成し、双方押印のうえ、各自その一通を保持する。

平成23年10月18日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1-2

愛知県農林水産部長

乙 愛知県名古屋市港区大手町六丁目23番地

中部高圧ガス充填

工業協同組合理事長

平成 年 月 日

中部高圧ガス充填工業協同組合理事長殿

愛知県農林水産部長
(愛知県〇〇農林水産事務所長)

緊急防疫業務に係る資機材の供給要請について (依頼)

「家畜伝染病発生時における緊急防疫業務に係る資機材提供に関する協定書」の第 3 条に基づき、下記のとおり、資機材の供給を要請します。別紙様式 2 号により、斡旋いただける業者について御回答いただきますようお願いいたします。

記

1 家畜伝染病の種類

2 発生農場住所地

3 必要な資機材及び数量

4 納品の期日

(連絡先)
担当
電話
FAX

平成 年 月 日

愛知県農林水産部長殿
(愛知県〇〇農林水産事務所長殿)

中部高圧ガス充填工業協同組合理事長

緊急防疫業務に係る資機材の供給要請について (回答)

「家畜伝染病発生時における緊急防疫業務に係る資機材提供に関する協定書」の第 3 条に基づき、下記のとおり、資機材提供業者を斡旋します。

記

斡旋する会社

- (1) 会社名
- (2) 住 所
- (3) 担当者
- (4) 連絡先

(連絡先)

担当
電話
FAX

豚コレラ等家畜伝染病の防疫措置時の救護に関する協定書

豚コレラ等家畜伝染病の発生時に発生農場における防疫措置を行うに際し、作業員の安全を期するため、愛知県（以下「甲」という。）と愛知県厚生農業協同組合連合会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり防疫作業時の救護に関して協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て行う救護活動について、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けた場合は、救護班を編成し、家畜防疫作業現場の救護所に派遣するものとする。

（救護班に対する指揮）

第3条 救護班に対する指揮命令及び救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（救護班の業務）

第4条 乙が派遣する救護班は、原則として甲の救護所において救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する選別
- (2) 傷病者に対する応急手当
- (3) 収容医療機関への転送の要否及び順位の判断

（救護物品等の供給）

第5条 乙が派遣する救護班が使用する救護物品等は、甲が供給するもののほか、当該救護班が携行するものとする。

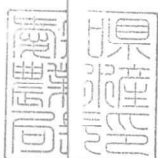
（収容医療機関の指定）

第6条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（報告）

第7条 救護班は、必要な記録を行うとともに、甲に報告するものとする。

2 乙は、業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。



(費用の弁償等)

第8条 甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 救護班が携行した救護物品を使用した場合の実費

2 前項に定める費用弁償の額については、別に定めるものとする。

(実施細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項及びこの協定実施にあたって疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、令和元年5月20日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書二通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その一通を保有する。

令和元年5月17日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
愛知県農業水産局長

中根俊樹



乙 愛知県長久手市平池901番地
愛知県厚生農業協同組合連合会
代表理事理事長

佐治康弘



CSF等家畜伝染病の防疫措置時の救護に関する協定書

CSF等家畜伝染病の発生時に発生農場における防疫措置に従事する作業員が負傷し、又は疾病にかかった場合に実施する救護活動（以下「救護活動」という。）に関し、愛知県（以下「甲」という。）と社会医療法人大雄会 大雄会第一病院（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て実施する救護活動について、必要な事項を定めるものとする。

（看護師等の派遣）

第2条 甲は、救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、救護活動に従事する看護師及び事務職員の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けた場合において可能であると判断したときは、当該要請を受諾するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請を受諾するときは、甲に対し、要請に基づき派遣する看護師等（以下「派遣看護師」という。）及び事務職員（以下「派遣事務職員」という。）（以下「派遣看護師等」という。）の氏名等を報告するものとする。

（派遣看護師等に対する指揮）

第3条 甲は、甲の職員を指定して、救護活動に係る指揮命令及び連絡調整を行わせるものとする。

2 派遣看護師等は、救護活動の実施に当たっては、前項の規定により甲が指定する甲の職員の指示に従うものとする。

（派遣看護師等の業務）

第4条 派遣看護師等は、原則として甲の救護所において救護活動を実施するものとする。

2 派遣看護師の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対するトリアージ
- (2) 傷病者に対する応急手当
- (3) 収容医療機関への転送の可否及び順位の判断

3 派遣事務職員の業務は、前項の業務の補助及びこれに伴う事務とする。

（救護物品等の供給）

第5条 派遣看護師等が救護活動のために使用する物品等は、甲が供給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、派遣看護師等が自ら携行する物品等を使用することを認めるも



のとする。

(収容医療機関の指定)

第6条 派遣看護師等は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(報告)

第7条 派遣看護師等は、必要な記録を行うとともに、甲に報告するものとする。

2 乙は、業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用の弁償等)

第8条 甲は、救護活動の実施に当たり乙又は派遣看護師等が次の経費を負担したときは、これを弁償するものとする。

- (1) 派遣看護師等の派遣に要する経費
- (2) 派遣看護師等が携行した物品等を使用した場合の経費

(実施細目)

第9条 前項の費用弁償の額のほか、この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項及びこの協定の履行にあたって疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、令和元年11月19日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書二通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その一通を保有する。

令和元年11月19日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

愛知県農業水産局長

乙 愛知県一宮市羽衣1丁目6番12号

社会医療法人大雄会

大雄会第一病院 病院長

中根 俊 樹



伊藤 康 雄



C S F等家畜伝染病の防疫措置時の救護に関する協定書

C S F等家畜伝染病の発生時に発生農場における防疫措置に従事する作業員が負傷し、又は疾病にかかった場合に実施する救護活動（以下「救護活動」という。）に関し、愛知県（以下「甲」という。）と稲沢市病院事業管理者（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て実施する救護活動について、必要な事項を定めるものとする。

（看護師等の派遣）

第2条 甲は、救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、救護活動に従事する看護師及び事務職員の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けた場合において可能であると判断したときは、当該要請を受諾するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請を受諾するときは、甲に対し、要請に基づき派遣する看護師等（以下「派遣看護師」という。）及び事務職員（以下「派遣事務職員」という。）（以下「派遣看護師等」という。）の氏名等を報告するものとする。

（派遣看護師等に対する指揮）

第3条 甲は、甲の職員を指定して、救護活動に係る指揮命令及び連絡調整を行わせるものとする。

2 派遣看護師等は、救護活動の実施に当たっては、前項の規定により甲が指定する甲の職員の指示に従うものとする。

（派遣看護師等の業務）

第4条 派遣看護師等は、原則として甲の救護所において救護活動を実施するものとする。

2 派遣看護師の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対するトリアージ
- (2) 傷病者に対する応急手当
- (3) 収容医療機関への転送の可否及び順位の判断

3 派遣事務職員の業務は、前項の業務の補助及びこれに伴う事務とする。

（救護物品等の供給）

第5条 派遣看護師等が救護活動のために使用する物品等は、甲が供給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、派遣看護師等が自ら携行する物品等を使用することを認めるものとする。

(収容医療機関の指定)

第6条 派遣看護師等は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(報告)

第7条 派遣看護師等は、必要な記録を行うとともに、甲に報告するものとする。

2 乙は、業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用の弁償等)

第8条 甲は、救護活動の実施に当たり乙又は派遣看護師等が次の経費を負担したときは、これを弁償するものとする。

- (1) 派遣看護師等の派遣に要する経費
- (2) 派遣看護師等が携行した物品等を使用した場合の経費

(実施細目)

第9条 前項の費用弁償の額のほか、この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項及びこの協定の履行にあたって疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

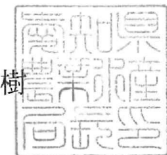
第11条 この協定は、令和元年11月19日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書二通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その一通を保有する。

令和元年11月19日

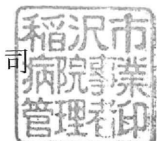
甲 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
愛知県農業水産局長

中根 俊樹



乙 愛知県稲沢市長東町沼100番地
稲沢市病院事業管理者

加藤 健司



CSF等家畜伝染病の防疫措置時の救護に関する協定書

CSF等家畜伝染病の発生時に発生農場における防疫措置に従事する作業員が負傷し、又は疾病にかかった場合に実施する救護活動（以下「救護活動」という。）に関し、愛知県（以下「甲」という。）と公立陶生病院組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て実施する救護活動について、必要な事項を定めるものとする。

（看護師等の派遣）

第2条 甲は、救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、救護活動に従事する看護師及び事務職員の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けた場合において可能であると判断したときは、当該要請を受諾するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請を受諾するときは、甲に対し、要請に基づき派遣する看護師等（以下「派遣看護師」という。）及び事務職員（以下「派遣事務職員」という。）（以下「派遣看護師等」という。）の氏名等を報告するものとする。

（派遣看護師等に対する指揮）

第3条 甲は、甲の職員を指定して、救護活動に係る指揮命令及び連絡調整を行わせるものとする。

2 派遣看護師等は、救護活動の実施に当たっては、前項の規定により甲が指定する甲の職員の指示に従うものとする。

（派遣看護師等の業務）

第4条 派遣看護師等は、原則として甲の救護所において救護活動を実施するものとする。

2 派遣看護師の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対するトリアージ
- (2) 傷病者に対する応急手当
- (3) 収容医療機関への転送の要否及び順位の判断

3 派遣事務職員の業務は、前項の業務の補助及びこれに伴う事務とする。

（救護物品等の供給）

第5条 派遣看護師等が救護活動のために使用する物品等は、甲が供給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、派遣看護師等が自ら携行する物品等を使用することを認めるものとする。

(収容医療機関の指定)

第6条 派遣看護師等は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(報告)

第7条 派遣看護師等は、必要な記録を行うとともに、甲に報告するものとする。

2 乙は、業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用の弁償等)

第8条 甲は、救護活動の実施に当たり乙又は派遣看護師等が次の経費を負担したときは、これを弁償するものとする。

- (1) 派遣看護師等の派遣に要する経費
- (2) 派遣看護師等が携行した物品等を使用した場合の経費

(実施細目)

第9条 前条の費用弁償の額のほか、この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項及びこの協定の履行にあたって疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、令和元年11月19日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書二通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その一通を保有する。

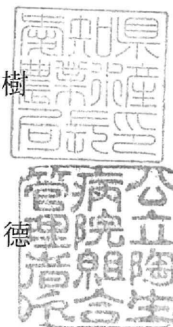
令和元年11月19日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
愛知県農業水産局長

中 根 俊 樹

乙 愛知県瀬戸市西迫分町160番地
公立陶生病院組合 管理者

伊 藤 保 徳



C S F 等家畜伝染病の防疫措置時の救護に関する協定書

C S F 等家畜伝染病の発生時に発生農場における防疫措置に従事する作業員が負傷し、又は疾病にかかった場合に実施する救護活動（以下「救護活動」という。）に関し、愛知県（以下「甲」という。）と常滑市病院事業管理者（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て実施する救護活動について、必要な事項を定めるものとする。

（看護師等の派遣）

第2条 甲は、救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、救護活動に従事する看護師及び事務職員の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けた場合において可能であると判断したときは、当該要請を受諾するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請を受諾するときは、甲に対し、要請に基づき派遣する看護師等（以下「派遣看護師」という。）及び事務職員（以下「派遣事務職員」という。）（以下「派遣看護師等」という。）の氏名等を報告するものとする。

（派遣看護師等に対する指揮）

第3条 甲は、甲の職員を指定して、救護活動に係る指揮命令及び連絡調整を行わせるものとする。

2 派遣看護師等は、救護活動の実施に当たっては、前項の規定により甲が指定する甲の職員の指示に従うものとする。

（派遣看護師等の業務）

第4条 派遣看護師等は、原則として甲の救護所において救護活動を実施するものとする。

2 派遣看護師の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対するトリアージ
- (2) 傷病者に対する応急手当
- (3) 収容医療機関への転送の要否及び順位判断

3 派遣事務職員の業務は、前項の業務の補助及びこれに伴う事務とする。

（救護物品等の供給）

第5条 派遣看護師等が救護活動のために使用する物品等は、甲が供給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、派遣看護師等が自ら携行する物品等を使用することを認めるものとする。

(収容医療機関の指定)

第6条 派遣看護師等は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(報告)

第7条 派遣看護師等は、必要な記録を行うとともに、甲に報告するものとする。

2 乙は、業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用の弁償等)

第8条 甲は、救護活動の実施に当たり乙又は派遣看護師等が次の経費を負担したときは、これを弁償するものとする。

- (1) 派遣看護師等の派遣に要する経費
- (2) 派遣看護師等が携行した物品等を使用した場合の経費

(実施細目)

第9条 前項の費用弁償の額のほか、この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項及びこの協定の履行にあたって疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

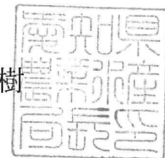
第11条 この協定は、令和元年11月19日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書二通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その一通を保有する。

令和元年11月19日

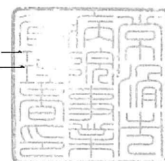
甲 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
愛知県農業水産局長

中 根 俊 樹



乙 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地3
常滑市病院事業管理者

深 田 伸 二



CSF等家畜伝染病の防疫措置時の救護に関する協定書

CSF等家畜伝染病の発生時に発生農場における防疫措置に従事する作業員が負傷し、又は疾病にかかった場合に実施する救護活動（以下「救護活動」という。）に関し、愛知県（以下「甲」という。）と医療法人豊田会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て実施する救護活動について、必要な事項を定めるものとする。

（看護師等の派遣）

第2条 甲は、救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、救護活動に従事する看護師及び事務職員の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けた場合において可能であると判断したときは、当該要請を受諾するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請を受諾するときは、甲に対し、要請に基づき派遣する看護師等（以下「派遣看護師」という。）及び事務職員（以下「派遣事務職員」という。）（以下「派遣看護師等」という。）の氏名等を報告するものとする。

（派遣看護師等に対する指揮）

第3条 甲は、甲の職員を指定して、救護活動に係る指揮命令及び連絡調整を行わせるものとする。

2 派遣看護師等は、救護活動の実施に当たっては、前項の規定により甲が指定する甲の職員の指示に従うものとする。

（派遣看護師等の業務）

第4条 派遣看護師等は、原則として甲の救護所において救護活動を実施するものとする。

2 派遣看護師の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対するトリアージ
- (2) 傷病者に対する応急手当
- (3) 収容医療機関への転送の要否及び順位の判断

3 派遣事務職員の業務は、前項の業務の補助及びこれに伴う事務とする。

（救護物品等の供給）

第5条 派遣看護師等が救護活動のために使用する物品等は、甲が供給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、派遣看護師等が自ら携行する物品等を使用することを認めるものとする。

(収容医療機関の指定)

第6条 派遣看護師等は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(報告)

第7条 派遣看護師等は、必要な記録を行うとともに、甲に報告するものとする。

2 乙は、業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用の弁償等)

第8条 甲は、救護活動の実施に当たり乙又は派遣看護師等が次の経費を負担したときは、これを弁償するものとする。

- (1) 派遣看護師等の派遣に要する経費
- (2) 派遣看護師等が携行した物品等を使用した場合の経費

(実施細目)

第9条 前項の費用弁償の額のほか、この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項及びこの協定の履行にあたって疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

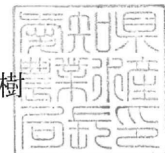
第11条 この協定は、令和元年11月19日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書二通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その一通を保有する。

令和元年11月19日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
愛知県農業水産局長

中 根 俊 樹



乙 愛知県刈谷市住吉町5丁目15番地
医療法人豊田会
刈谷豊田総合病院 病院長

田 中 守 嗣

